

第2回 国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考・監察会議議事要旨

日 時 令和4年11月21日（月）16時30分～17時54分
場 所 奈良女子大学仮第一会議室（記念館2階）
出席者 國枝委員、松本伸之委員、松本洋一郎委員、村岡委員、森川委員、
和田委員、伊藤委員、今委員、渡邊委員、高田委員、柳澤委員
欠席者 吉田委員
列席者 三野監事、大久保監事、三谷監事
事務局 林総務課長、河上総務課課長補佐、荒堀総務課課長補佐
議 長 松本洋一郎委員

議事に先立ち、第1回会議の議事要旨（令和4年6月7日開催）を確認し、了承した。

審議事項

1. 議長の職務を代理する者の指名について

議長より、国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考・監察会議規程第5条第3項に定める議長の職務を代理する者について、國枝秀世委員の指名があった。

2. 理事長の業務執行状況の確認手続きについて

議長から、国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考・監察会議規程第4条第1項第七号に規定する理事長の業務執行状況の確認について、頻度、実施方法、初年度の実施をどのようにするか等について審議したいとの発言があった。

事務局より、資料1、資料3及び参考資料4により説明の後、たたき案として資料2により国立大学法人奈良国立大学機構理事長の業務執行状況の確認に関する基準（案）について説明があった。

委員から、現理事長の任期3年のうち1年目と2年目の実施方法はたたき案に明記されているが、3年目の実施方法も2年目と同様で良いと考えるので、同様の実施方法によると分かるように明記した方が良いとの意見、毎年の業務執行状況の確認に加え、さらに必要な時は随時確認できることを規定した方が良いとの意見、現理事長の任期は3年であるが、次期以降も同期間であるかは分からないので、中間評価を2年目と明記するのではなく、任期の半ばにおいてなどと本基準を長期にわたって適用できるような表現とする方が良いのではないかとの意見、基準には原則を定め非常時のことまで明文化する必要はないとの意見等があった。

委員による協議の結果、実施頻度は毎年行うこと、確認方法は1年目は理事長に対して業務執行状況に関するヒアリングを行うこと、2年目以降は書面審査やヒアリングとともに監事等への意見を求めること、任期の半ばにおいて中間評価を行うことについて了承した。これらを踏まえた基準（案）については議長預かりとし、次回の本会議において修正案を提案することとした。

3. 理事長の選考及び解任手続きについて

議長から、次期理事長選考にあたっての任期や再任の取扱い等、また理事長の解任手続きを現規定に加えて解任請求母体等をさらに具体的に規定する必要があるか等について、今後検討していく必要があるとの説明があり、意見交換をしたいとの発言があった。

事務局から、資料1により次期理事長選考に向けてのスケジュールの見通し及び論点等について、また資料3及び資料4により、他大学の学長の任期等に関する調査結果報告について、さらに参考資料2～8により、本機構ならびにこれまでの国立大学法人奈良教育大学や国立大学法人奈良女子大学、さらには東海国立大学機構の関係規程について説明があった。

理事長の任期に関しては委員から、現理事長の任期は、機構設立に向けての合同理事長選考会議において3年で再任規定なしと定められているが、これは機構設立という特殊な時期で先が見通せないための特別措置であり、機構設立後となる次期理事長の任期や再任の取扱いは本会議に判断を委ねられたものとして考えていくべきであるとの意見、学長となる大学総括理事を今後も置くと判断するのであれば、大学総括理事の任期は理事長の任期を超えられないので、学長任期が2年や1年となってしまうような理事長任期の設定は避けるべきであるとの意見、現大学総括理事の任期は2年であり、次期も大学総括理事を置くと本会議が判断するのであれば、次期の任期が現理事長の任期から1年となってしまうことは、機構設立という非常時の扱いであり、継続性も勘案されているだろうが、今後は安定的でかつ次期への継続性をどのように考えるかが必要であるとの意見等があった。

解任規程に関しては委員から、現規程は機構設立にあたって制定したものであるが、国立大学法人法に則った規定であり、あえてこれ以上に盛り込む必要はないとの意見、本会議の各委員は経営協議会及び教育研究評議会から選出された者であり、これら会議からの意見は委員を通じて発議されると考えて良いのではないかととの意見等があった。

委員による協議の結果、現委員は選出母体である会議構成員の任期から1年ないし2年であり、次期理事長選考を具体的に実施する際には本会議の構成員が変わる可能性があることから、本会議ならびに委員が法律により付託された権限や継続性を整理した上で、次期理事長の任期や再任の取扱い、また解任発議の条件等に関し、次回以降の本会議においてさらに協議することとした。

4. 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況について

議長から、令和4年度分の適合状況等の報告に関し、理事長選考・監察会議に関する記載について報告したいとの発言があった。

事務局から、資料5により議長確認のもと作成した内容について報告があり、10月末に奈良国立大学機構ホームページにおいて公表済との説明があった。

5. その他

特になし。

以 上